



伊丹市マスコット たみまる

2021(令和3)年3月15日 第1442号 毎月1・15日発行

広報

伊丹



この号の主な内容

- 2面 桜の名所を紹介
3面 引っ越し時の手続き
4面 新庁舎の整備が進んでいます
5面 健康 6・7面 みんなの窓

人口 198,522(-16) 世帯数 83,702(+820)
2021年3月1日推計 ()は前年3月1日比
発行・伊丹市広報課



〒664-8503兵庫県伊丹市千僧1-1 ☎072-783-1234(代表) ファクス072-784-8107(広報課) ホームページ http://www.city.itami.lg.jp/

伊丹市新型コロナワクチンコールセンター

☎0570-783507

通話料は発信者の負担となります(20秒10円)

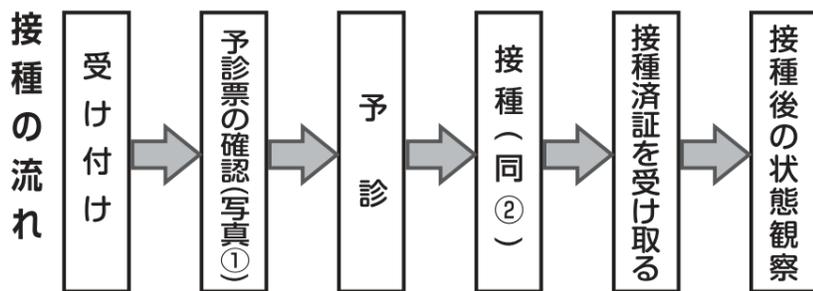
(午前9時~午後5時半。5月31日までは土・日曜、祝日も開設)

市は、65歳以上の高齢者に新型コロナワクチン接種券を郵送する準備を進めています。本紙3月1日号で接種券の発送は3月下旬とお知らせしましたが、ワクチンの供給状況などにより、4月以降となる予定です。詳しくは、本紙や市ホームページなどでお知らせします。

ワクチン集団接種模擬訓練を行いました

市と伊丹市医師会は、2月22日(月)に阪神北広域こども急病センターで集団接種を想定した模擬訓練を行いました。

集団接種を行う会場は、伊丹スポーツセンター、産業振興センター、阪神北広域こども急病センターを予定しており、ワクチンが供給され次第、各会場で円滑に接種を進められるよう準備を進めています。



医療従事者へのワクチン接種がスタート

3月5日(金)に医療従事者へのワクチンの優先接種が市立伊丹病院で始まり、同院の医師や看護師ら15人が米ファイザー社製のワクチン接種を受け、3週間後に2回目の接種を行う予定です。



ワクチン接種についての注意

基礎疾患のある人や疾患治療中の人は、ワクチン接種の前に必ずかかりつけ医に相談してください。

やむを得ず市外で接種する場合

- 市外で入院・入所中の人=医療機関や施設で相談してください。
市外で基礎疾患で治療中の人=かかりつけ医に相談してください。
市外に居住している人=原則として住民票所在地での接種となりますが、やむを得ない事情により居住地で接種できる場合があります。詳しくは、居住地の自治体へお問い合わせください。

ワクチン接種の効果

厚生労働省では、ワクチンを接種した人の方が接種していない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないとの結果が得られたと発表されています。

接種後の副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などがあります。また、まれに起こる重大な副反応としてアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)があります。

ワクチン接種の効果と副反応を理解し、接種する判断をしてください。

感染拡大防止に協力を

本紙3月15日号は3月10日時点の情報です。兵庫県への緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染拡大防止に協力をお願いします。

【3つの密の回避】感染拡大のリスクが高いと考えられている、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件のある場を避ける。

【咳エチケットなど】咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を押さえる、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を行う。

4月11日(日)は市長選挙 投票所の変更などに注意を

4月11日(日)に市長選挙を行います。

【投票所の変更】これまで市共同利用施設緑ヶ丘センターで実施していた23投票区(鑄物師1~5、高台2・4、緑ヶ丘1~6・7丁目の一部)の投票所が伊丹市遺族会館(緑ヶ丘公園内)に変更になります。

【点字・音声による「選挙のお知らせ」を無料配布】視覚障がいのある人に、選挙や候補者に関する情報を点字か音声(DAISY版)にした「選挙のお知らせ」を無料で配布しています。申し込みは市選挙管理委員会事務局へ。

【投票時の感染予防対策に協力を】マスクの着用、来場前の検温・咳エチケット、投票所入り口での手指のアルコール消毒、周囲の人と距離を保つこと—に協力をお願いします。

市選挙管理委員会事務局 ☎784-8095、ファクス784-8144

緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金を給付

国は、1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売り上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者などに「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。

【対象期間】1~3月【対象月】対象期間から任意に選択した月【給付額】(2020年または2019年の対象期間の合計売上) - (2021年の対象月の売り上げ x 3カ月)【上限額】中小法人など=60万円、個人事業者=30万円。

4月21日までに一時支援金事務局ホームページ(https://ichijishienkin.go.jp/)でアカウントの申請・登録を行い、必要書類を準備した上で、登録確認機関(登録を認められた商工会議所、税理士、公認会計士など)で事前確認を受けて、5月31日までに同ホームページから申請してください。

一時支援金事務局相談窓口 ☎ 0120-211-240